

告 示

埼玉県監査委員告示第六号

地方自治法第二百四十二条第五項（昭和二十二年法律第六十七号）の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和五年五月十二日

埼玉県監査委員 小山 彰

埼玉県監査委員 間嶋 順一

埼玉県職員措置請求に係る監査の結果

第1 監査の請求

1 請求人

上尾市 鈴木 光 治

2 請求書の受付

令和5年3月20日

3 請求の内容（原文に沿って記載。ただし、項目番号の付け替え等を行った。）

(1) 請求の要旨及び措置の内容

令和3年度の埼玉県議会議員による政務活動費に不当な支出があったので、

埼玉県議会議員自由民主党議員団	719,506円
無所属県民会議	4,800円
埼玉民主フォーラム	18,600円
日本共産党埼玉県議会議員	63,518円
龍志会	300円

を県に返還させるよう埼玉県知事に対して措置請求する。

(2) 請求の原因

埼玉県は毎年埼玉県議会議員に政務活動費を支給している。令和3年度の政務活動費の不当な支出を示す。

ア 埼玉県議会議員の各位は政務活動費の支出に係る領収書の記載について不備、不足があり、その支出は認められない。

イ 領収書の宛名は発行者が書かなければならない。

ウ 領収書の宛名は氏名を書かなければならない。

エ 領収書は後日に加筆はできない。

オ 党印を発行者は持っておらず、後日第三者が押印したもので無効である。

カ 用途を明らかにしなければならない。

キ 政務活動の対象外への支出は認められない。

ク 各事業の運営費に政務活動費は充当できない。

ケ 宗教活動への支出は認められない。

コ 用途名に代名する形容は不実で活動の実体を現さず用途不明になるので、上記の記載内容が不足していれば支出は証明されず、偽造とみられる。

よって本件の請求に到る。

(3) 以下の使用を指摘する(整理番号及びページは政務活動費領収書等貼付用紙のもの)。

ア 整理番号2 P13 令和3年4月12日 埼玉県議会自由民主党議員 高橋正雄
6,000円 グラウンドゴルフ同好会の運営費は政務活動費の支出の対象ではない。

よって資料代1,000円その他5,000円は返還されるべき。

イ 整理番号44 P43 令和3年5月14日 埼玉県議会自由民主党議員 飯塚俊彦
故人の業績を表彰する活動は政務ではない。よって3,000円は返還されるべき。

- ウ 整理番号3 P53 令和3年5月31日 埼玉県議会自由民主党議員 藤井健志
ティーボール大会の運営費は政務活動費の支出の対象ではない。
よって会合費10,000円その他50,000円は返還されるべき。
- エ 整理番号39 P71 令和3年6月9日 埼玉県議会自由民主党議員 宛名なし
勉強会という使途はない。よって700円は返還されるべき。
- オ 整理番号32-1 P79 令和3年6月30日 埼玉県議会自由民主党議員
田村琢実 調査研究補助という使途はない。よって121,000円は返還されるべき。
- カ 整理番号75 P107 令和3年7月20日 埼玉県議会自由民主党議員
宛名なし 勉強会という使途はない。よって660円は返還されるべき。
- キ 整理番号81 P117 令和3年7月28日 埼玉県議会自由民主党議員
宛名なし 勉強会という使途はない。よって800円は返還されるべき。
- ク 整理番号30 P177 令和3年9月7日 埼玉県議会自由民主党議員
宛名なきものは無効。よって1,000円は返還されるべき。
- ケ 整理番号67 P178 令和3年9月7日 埼玉県議会自由民主党議員
宛名なきものは無効。よって1,000円は返還されるべき。
- コ 整理番号68-1 P196 令和3年9月30日 埼玉県議会自由民主党議員
田村琢実 調査研究補助という使途はない。よって121,000円は返還されるべき。
- サ 整理番号235 P264 令和3年11月23日 埼玉県議会自由民主党議員
宛名なし。勉強会という使途はない。よって1,200円は返還されるべき。
- シ 整理番号238 P265 令和3年11月24日 埼玉県議会自由民主党議員
宛名なし。勉強会という使途はない。よって3,000円は返還されるべき。
- ス 整理番号131 P267 令和3年11月26日 埼玉県議会自由民主党議員
宛名なきものは無効。よって1,000円は返還されるべき。
- セ 整理番号179 P268 令和3年11月26日 埼玉県議会自由民主党議員
宛名なきものは無効。よって5,000円は返還されるべき。
- ソ 整理番号241 P269 令和3年11月26日 埼玉県議会自由民主党議員
宛名なし。勉強会という使途はない。よって1,000円は返還されるべき。
- タ 整理番号35 P271 令和3年11月30日 埼玉県議会自由民主党議員
宛名なきものは無効。よって2,270円は返還されるべき。
- チ 整理番号259 P290 令和3年12月15日 埼玉県議会自由民主党議員
宛名なきものは無効。よって2,901円は返還されるべき。
- ツ 整理番号104-1 P308 令和3年12月28日 埼玉県議会自由民主党議員
田村琢実 調査研究補助という使途はない。よって121,000円は返還されるべき。
- テ 整理番号109 P313 令和4年1月1日 埼玉県議会自由民主党議員
宛名なきものは無効。よって60,165円は返還されるべき。
- ト 整理番号290 P337 令和4年1月20日 埼玉県議会自由民主党議員
宛名なきものは無効。勉強会という使途はない。よって400円は返還されるべき。
- ナ 整理番号58 P349 令和4年2月9日 埼玉県議会自由民主党議員
宛名なきものは無効。よって3,240円は返還されるべき。
- ニ 整理番号35 P326 令和3年7月1日 埼玉県議会自由民主党議員
請負業者名は公開されるべき。使途未確認のため214,170円は返還されるべき。

- ヌ 整理番号115 P96 令和3年9月17日 無所属県民会議 岡重夫
グラウンドゴルフは政務ではない。会報費の他 1,800 円は返還されるべき。
- ネ 整理番号39 P3 令和3年5月28日 無所属県民会議 柿沼貴志
精神活動、宗教活動は政務から外すべき。よって会費 1,000 円は返還されるべき。
- ノ 整理番号256 P46 令和4年2月6日 無所属県民会議 石川忠義
歴史思想観は議員が働きかける事ではない。よって政務活動の対象ではないので
2,000 円は返還されるべき。
- ハ 整理番号11 P53 令和3年7月10日 埼玉民主フォーラム 田並尚明
年金組合活動は政務活動ではない。よって 3,000 円は返還されるべき。
- ヒ 整理番号3 P80 令和3年9月22日 埼玉民主フォーラム 水村篤弘
7,800 円 家庭倫理の会
整理番号8 P147 令和4年3月27日 埼玉民主フォーラム 水村篤弘
7,800 円 家庭倫理の会
倫理、精神活動は政治と分離されるべき。
よって $7,800 \times 2 = 15,600$ 円は返還されるべき。
- フ 整理番号57 P11 令和3年5月13日 日本共産党埼玉県議会議員
守屋裕子 同伴者の食事は支出できない。よって 2,248 円は返還されるべき。
- ヘ 整理番号74 P12 令和3年5月19日 日本共産党埼玉県議会議員
秋山もえ 同伴者の食事は支出できない。よって 4,540 円は返還されるべき。
- ホ 整理番号117-1 P18、19、20、23 日本共産党埼玉県議会議員
柳下礼子、村岡正嗣、秋山もえ 事務員のセミナー代は支出できない。
よって $6,000 \text{ 円} \times 3 = 18,000$ 円は返還されるべき。
- マ 整理番号216 P30 令和3年8月6日 日本共産党埼玉県議会議員
前原かづえ、守屋裕子、秋山もえ 同伴者の食事は支出できない。
よって 1,850 円は返還されるべき。
- ミ 整理番号345-1 P49、50、51 日本共産党埼玉県議会議員
柳下礼子、村岡正嗣、前原かづえ、秋山もえ 事務員のセミナー代は支出できない。
よって $7,000 \text{ 円} \times 2 = 14,000$ 円は返還されるべき。
- ム 整理番号467-1 P63、65、67、70 令和4年1月17日 日本共産
党埼玉県議会議員 柳下礼子、村岡正嗣、前原かづえ、守屋裕子 事務員のセミナー
代は支出できない。よって $7,000 \text{ 円} \times 3 = 21,000$ 円は返還されるべき。
- メ 整理番号483 P72 令和4年1月24日 日本共産党埼玉県議会議員
柳下礼子、前原かづえ 同伴者の食事は支出できない。
よって 1,000 円は返還されるべき。
- モ 整理番号518 P76 令和4年2月7日 日本共産党埼玉県議会議員 前原か
づえ、秋山もえ 同伴者の食事は支出できない。よって 880 円は返還されるべき。
- ヤ 整理番号14 P5 令和3年9月22日 龍志会 浅野目義英
精神活動、宗教活動は政務から外すべき。よって 300 円は返還されるべき。

別紙事実証明書

1 政務活動費領収書等貼付用紙

第2 監査委員の除斥

本件請求については、県議会議員から選任された監査委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第199条の2に定める直接の利害関係者に当たるため、除斥とした。

第3 請求の要件審査

令和5年3月31日、監査委員会議を開催し、本件請求が自治法第242条第1項に定める要件を備えているものと認めた。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

令和3年度の政務活動費に係る支出のうち、請求人が措置請求するものを監査対象事項とした。

2 監査対象機関

議会事務局を監査対象機関とした。

3 証拠の提出及び陳述

令和5年4月19日、自治法第242条第8項の規定に基づき、議会事務局職員の陳述の聴取を行った。その際、同項の規定に基づき、請求人が立ち会った。

(1) 議会事務局の陳述の要旨

ア 政務活動費の制度について

政務活動費は、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、地方議会の担う役割がますます重要なものとなってきていることに鑑み、議員の調査研究活動の基盤の充実・強化を図るため、会派又は議員が行う調査研究その他の活動の費用への交付を自治法第100条第14項に位置付け、制度化されたものである。

平成24年9月の自治法改正によって、名称が政務調査費から政務活動費に改正され、充当できる経費の範囲を条例で定めることとなった。

これに伴い、本県でも平成25年3月、従来条例等を「埼玉県政務活動費の交付等に関する条例」（以下「条例」という。）、「埼玉県政務活動費の交付等に関する規程」（以下「規程」という。）及び「政務活動費の運用指針」（以下「運用指針」という。）に改正し、平成25年度交付分から適用している。

イ 政務活動費の事務処理について

会派の代表者は、政務活動費を充当した経費について、年度終了日の翌日から30日以内に、収支報告書と領収書等の証拠書類の写しを議長に提出することが条例により義務付けられている。

議会事務局では、会派から提出された証拠書類が、条例、規程及び運用指針（以下「条例等」という。）に合致しているか書面審査を行い、書面で確認が不十分なものは、会派あるいは議員に疑問点等の意見を付して再確認を行い受領している。

また、会派の収支に残余金が生じた場合は、返還手続を行っている。

ウ 請求人の主張について

(ア) 請求内容(3)エ、カ、キ、ク、ケ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、テ、ト、ナにある「埼玉県議会議員の各位は政務活動費の支出に係る領収書の記載について不備、不足がありその支出は認められない」と主張し、「領収書の宛名は発行者が書かなければならない」「領収書の宛名は氏名を書かなければならない」「領収書は後日に加筆はできない」と指摘していることについてであるが、運用指針では、証拠書類として提出される領収書について「領収書に一般に記載されている事項」として、記載事項を①年月日②金額③使途④発行者⑤会派名又は議員名の宛名としている。

一方で、運用指針では、領収書への5つの記載事項の「一部が記載されていない場合は『領収書等貼付用紙』の余白に補記する」としている。

したがって、領収書に宛名が記載されていない場合においても、領収書等貼付用紙の余白に補記があれば証拠書類としては認められ、また、補記も様式の余白に行うものであるため、領収書への加筆には当たらないと考える。

以上を踏まえ、請求人が領収書の「宛名なし」「宛名なきものは無効」と主張している証拠書類について確認したところ、いずれも「会派名の宛名」が余白に補記されていることから、当該支出は、条例等に合致した適正な支出である。

(イ) 請求内容(3)エ、カ、キ、サ、シ、ソ、トにある「使途を明らかにしなければならない」「使途名に代名する形容は不実で活動の実体を現さず使途不明となる」「勉強会という使途はない」と指摘していることについてであるが、運用指針では、調査研究費において、対象となる活動の例として勉強会への充当が認められている。

また、請求内容(3)オ、コ、ツにある「調査研究補助という使途はない」と指摘していることについては、運用指針で使途欄を記入する際は「運用指針の『政務活動費を充当できる経費の主な例』を参考にすること」と定められており、特定の名称や個別名称等を記載することまでは求められているものではないと考える。

以上を踏まえ、当該支出は、条例等に合致した適正な支出である。

(ウ) 請求内容(3)ア、イ、ウ、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ、ヤにある「政務活動の対象外への支出は認められない」、「各事業の運営費に政務活動費は充当できない」「宗教活動への支出は認められない」と指摘していることについては、議員活動が広範かつ多様のため、関係する相手方の名称のみをもって政務活動の可否は判断できないものと考えられ、例えば、グラウンドゴルフやティーボールの各団体の活動への参加に関しては、議員にとって地域コミュニティ団体の会員と親睦を深め、参加会員から要望・意見や地域課題等を直接聞いたり、意見交換ができる重要な機会であり、さらに、「各種団体等との意見交換」や「各種団体等が開催する会議、式典等への参加」に要する費用、各種団体との年会費、会報等資料の費用及び交通費については、運用指針において、充当することが認められている。

また、団体の集会や意見交換会への参加について、各々議員に確認したところ、団体の関係者や会員との意見交換等はあったものの、議員として当該団体の活動に参加したわけではなく、歴史思想観の働きかけや宗教活動などは一切行っていないとの回答を得ている。

以上を踏まえ、当該支出は、条例等に合致した適正な支出である。

(エ) 請求内容(3)フ、へ、ホ、マ、ミ、ム、メ、モにある「事務員及び同伴者に対する、セミナー・食事代は支出できない」と指摘していることについては、運用指針において、「会派又は会派の所属議員の雇用する職員が、政務活動の補助者の立場で参加した研修等の費用についても対象とすることができる」と定められている。

また、請求内容(3)ニにある「請負業者名は公開されるべき」と指摘していることについては、業者名が個人情報に該当することから、「埼玉県議会情報公開条例」の規定に基づき、個人情報を伏して公開している。

4 監査対象機関の説明

議会事務局から前記の陳述と合わせ、書類の提出を受け調査を行うとともに、議会事務局に対する監査を令和5年4月19日に実施し、以下の説明があった。

(1) 政務活動費の根拠規定について

政務活動費については、自治法第100条第14項に規定されている。自治法が平成24年9月に改正され、政務活動に充当できる経費の範囲を条例で定めることになり、条例の中で政務活動費に充当できる経費の範囲を定めている。

さらに、条例の委任を受け規程により政務活動費を交付してから収支報告書が提出されるまでの手続等について規定している。

運用指針では、基本原則や留意事項、事務処理の細部に係る内容を定めている。

(2) 政務活動費の支出の性格について

交付金として支出している。年度末に精算して会派の収支に残余金が生じた場合は、返納手続により返還する。翌年度に繰り越すことはできない。

(3) 政務活動費の交付事務と審査、使途基準について

条例に基づき、四半期ごとに、会派からの請求により交付している。概算払いで支払い、年度末に精算する。

議会事務局では、会派から提出された証拠書類が条例等に合っているか書面審査を行い、疑義や不明な点がある場合や書類に不備がある場合には意見を付して会派に再確認を行い受領している。

審査に当たっては、1つの事案に対し事務局職員3人体制で複数の目でチェックしている。

政務活動費は、条例に基づき、各会派に対して、月額50万円に会派の所属議員の人数を乗じた額が交付される。

議員の政務活動費の使途は、運用指針を基準にして決めている。

議会事務局の事前のチェックにより領収書貼付用紙への記載等を修正してもらったものはあるが、最終的な収支報告書等を議会事務局からの指摘で修正したものは、令和3年度においては無い。

運用指針上問題がなくても、疑義があるものについては、対外的に説明ができるかどうかの観点で、会派に再確認を依頼している。

(4) 証拠書類について

運用指針では、証拠書類として提出される領収書について、「領収書に一般に記載されている事項」として、記載事項を、①年月日②金額③使途④発行者⑤会派名又は議員名の宛名と定めている。

さらに、運用指針では、領収書への5つの記載事項の「一部が記載されていない場合は『領収書等貼付用紙』の余白に補記する」と定めている。

したがって、領収書に宛名が記載されていない場合においても、領収書等貼付用紙の余白に補記があれば証拠書類としては認められると考えている。

請求人が指摘している書類を確認したところ、すべてに宛名についての補記があった。

なお、補記は様式の余白に行うものであるため、領収書への加筆には当たらないと考える。

宛名に第三者が党印を押印したという請求人の主張については、党印とは何を指しているのか不明である。仮に党名の判子のことを指してそれを宛名に第三者が押印したとの主張であるなら、領収書を確認したところ宛名に判子が押されている領収書はないことを確認した。

請求人は「用途を明らかにしなければならない」「用途名に代名する形容は不実で活動の実体を現さず用途不明となる」と主張し、「勉強会という用途はない」と指摘しているが、運用指針では、用途欄を記入する際は「運用指針の『政務活動費を充当できる経費の主な例』を参考にすること」と定められており、特定の名称や個別名称等を記載することまでは求められているものではないと考える。

また、業務の請負者が個人情報に該当する場合は、「埼玉県議会情報公開条例」の規定に基づき請負者名を伏して公開している。

(5) 各種団体等への支出の基準について

運用指針では、「政務活動費を充当できる経費の主な例」が例示されていて、これと内容が沿うものに充当している。

運用指針では、調査研究費において、各種団体との年会費、勉強会参加費用、会報等資料の費用及び交通費に充当することが認められている。

また、広聴費において、各種団体等との意見交換や各種団体等が開催する会議、式典等への参加に要する費用に充当することが認められている。

議員活動は、多岐にわたるため、関係する相手方の名称のみをもって政務活動の可否は判断できないものとする。

例えば、宗教・倫理団体への支出については、参加した議員に確認したところ、宗教・倫理活動などを行ったわけではなく、団体の関係者や会員の方から広く県政に係る意見や要望を聞いたり、意見交換を行ってきたと回答を得ている。

なお、請求人が「精神活動、宗教活動は政務から外すべき」と主張しているものは、領収書等貼付用紙に記載のあるとおり「意見交換会会費」であることを確認している。

同様に、グラウンドゴルフやティーボールの団体への参加、年会費の支出についても、地域コミュニティの団体の会員と親睦を深め、参加会員からの要望・意見、その地域課題などを聞くことができる重要な機会であると回答を得ている。

(6) 議員に同伴する事務員等へのセミナー参加費や食事代について

運用指針では、研修会、講演会、勉強会及び研修会において、「会派又は会派の所属議員の雇用する職員が、政務活動の補助者の立場で参加した研修等の費用についても対象とすることができる」と定められており、交通費や食事代などの支出も政務活動費の支出の対象となっている。

食事代に充当した案件について、会派に確認したところ、午前から午後にかけて視察や要望等を行っており、昼食代を支出する必要があることを確認した。

第5 監査の結果

本件請求については、理由がないものと判断し棄却する。

以下、事実関係、監査対象事項に対する判断について述べる。

1 事実関係

監査対象事項について関係書類の調査及び議会事務局に対する監査により、次の事実を確認した。

(1) 請求人が領収書の「宛名なし」「宛名なきものは無効」と主張している証拠書類については、いずれも「会派名の宛名」が余白に補記されている。

また、党印を押印するなどの宛名を加筆したと見られる領収書はなかった。

(2) 請求人は「請負業者名は公開されるべき」と指摘している箇所については、請負者の個人名が記載されているが、個人情報に該当しているため、「埼玉県議会情報公開」の規定に基づき、非公開としている。

(3) 勉強会への支出については、対象となる活動の例として運用指針に記載がある。

また、運用指針には、使途の欄に特定の名称や個別名称等を記載することを求める記載はない。

(4) グラウンドゴルフ年会費、世界平和女性連合埼玉第2連合会との意見交換会、新しい歴史教科書をつくる会集会参加費、全日本年金者組合熊谷支部の年会費、家庭倫理の会会費については、地域コミュニティ団体の会員と交流し、参加会員から要望・意見や地域課題等を直接聞いたり、意見交換を目的としているものである。団体の集会や意見交換会への参加について団体の関係者や会員との意見交換等があったが、歴史思想観の働きかけや宗教活動などは一切行っていないと、それぞれの議員からの回答を得ている。

(5) 視察に行った際の同伴者の食事代、会派の事務員のセミナー参加費については、運用指針において、「会派又は会派の所属議員の雇用する職員が、政務活動の補助者の立場で参加した研修等の費用についても対象とすることができる」と定められている。

2 監査対象事項に対する判断

(1) 請求人は、グラウンドゴルフ同好会の運営費、故人の業績を表彰する活動、ティーボール大会の運営費、グラウンドゴルフ会費、精神活動・宗教活動団体の会費、歴史思想観を働きかける集会の参加費、年金組合活動の会費、倫理活動団体の会費等、精神活動・宗教活動団体への参加費については、政務活動費の支出の対象ではないと主張する。

しかしながら、議員活動は、広範かつ多様のため、関係する相手方の名称のみをもって政務活動の是非は判断できない。また、これらの団体の活動への参加が、必ずしも自身の遊戯活動や精神活動・宗教活動を意味するわけではない。

したがって、これらの団体の活動の参加については、運用指針に定める「各種団体等との意見交換」や「各種団体等が開催する会議、式典等への参加」に要する費用から逸脱しているとまではいえない。

(2) 請求人は、勉強会や調査研究補助という使途はないので、これらに支出した金額は返

還されるべきと主張する。

しかしながら、運用指針では、勉強会は、調査研究費において、対象となる活動の例として充当が認められている。また、使途欄を記入する際は、特定の名称や個別名称等を記載することまでは求められているものではないため、使途の欄に調査研究補助費と記載していることについては認められる。

したがって、これらの記載に不備があるとはいえない。

- (3) 請求人は、領収書の記載について不備、不足があると主張している。具体的には領収書の宛名に氏名が書かれていない、発行者が書いていない、後日加筆されている、党印を後日第三者が押印していると主張している。

しかしながら、運用指針においては、証拠書類として提出される領収書について、5つの記載事項の「一部が記載されていない場合は『領収書等貼付用紙』の余白に補記する」としている。そして、領収書に宛名が記載されていない場合においても、領収書等貼付用紙の余白に補記があれば証拠書類としては認められる。補記は様式の余白に行うものであるため、領収書への加筆には当たらない。また、宛名を加筆したと見られる領収書はなかった。

したがって、これらの領収書に改ざんや証拠書類としての不備があるとはいえない。

- (4) 請求人は、請負業者名が公開されていない、と主張している。

しかしながら、請求人の指摘箇所については、個人情報に該当することから、「埼玉県議会情報公開条例」に基づき、非公開となっているだけであり、議会事務局に提出されているものには、請負業者名が記載されている。

したがって、当該箇所は不備ではない。

- (5) 請求人は、同伴者の食事は支出できない、事務員のセミナー代は支出できないと主張している。

しかしながら、運用指針において、「会派又は会派の所属議員の雇用する職員が、政務活動の補助者の立場で参加した研修等の費用についても対象とすることができる」と定められている。

したがって、当該支出は認められる。